

○ 松山市災害時協力井戸の登録等に関する要綱

制定 令和7年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時における生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図るため、市内にある井戸を、所有者又は管理者の同意を得てあらかじめ松山市災害時協力井戸（以下「協力井戸」という。）として登録することについて、定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 自然災害等により上水道設備が被災し、断水が発生した時をいう。
- (2) 生活用水 飲用水以外の日常生活に使用される水をいう。

(登録の要件)

第3条 市長は、次の要件を備える井戸を協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内で現に使用されている井戸であって、今後も引き続き使用する見込みがあること。
- (2) ポンプ、つるべその他の井戸水をくみ上げる設備を備えていること。
- (3) 利用上の安全性に問題がないこと。
- (4) 次に掲げる事項について、当該井戸の所有者及び管理者が同意すること。

ア 災害時に地域住民等は無償で井戸水を提供すること。

イ この要綱の規定に基づいて協力井戸として登録すること。

ウ 井戸の所在地及び名称（井戸が所在する場所が事業所等であるときは当該事業所等の名称）を災害時に市のホームページ等で公開すること。

(登録等の手続)

第4条 協力井戸として登録しようとする井戸の所有者又は管理者は、松山市災害時協力井戸登録届出書（様式第1号）により、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、必要な調査等を行い、登録の可否を決定した後、速やかに当該届出をした者に対し、松山市災害時協力井戸登録決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

(標識の掲示)

第5条 市長は、前条第2項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）に対し、登録標識（様式第3号）を交付するものとする。

2 登録者は、交付された前項の登録標識を、協力井戸を利用する者が見やすい場所に掲示するものとする。

3 登録者は、交付された登録標識を紛失、滅失、汚損又は破損した場合は、松山市災害時協力井戸登録標識紛失等届出書（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

4 市長は、前項の届出書を受理したときは、登録標識を再交付するものとする。

（登録内容の変更手続）

第6条 登録者は、次に掲げる場合は、松山市災害時協力井戸登録変更届出書（様式第5号）を市長に届け出るものとする。

(1) 世帯主の変更又は相続等により、協力井戸の所有者又は管理者が変更された場合

(2) 井戸の改良等により、登録内容に変更が生じた場合

2 第4条第2項の規定は、前項の変更届出書の提出があった場合について、準用する。

（登録解除の手続）

第7条 登録者は、次に掲げる場合は、松山市災害時協力井戸登録解除届出書（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

(1) 井戸を廃止した場合

(2) 井戸の使用を中止した場合

(3) 井戸を譲渡した場合

(4) 地域住民等への井戸水の提供ができなくなった場合

2 市長は、次に掲げる場合は、協力井戸の登録を解除するものとする。

(1) 前項の規定による届出があった場合

(2) 第3条各号に掲げる登録要件を満たさなくなった場合

(3) その他市長が協力井戸として適当でないと認めた場合

3 市長は、前項の規定により協力井戸の登録を解除するときは、登録者に対し松山市災害時協力井戸登録解除決定通知書（様式第7号）を送付するものとする。

（登録井戸の情報管理）

第8条 市長は、協力井戸に関する情報等を適正に管理するものとする。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

松山市災害時協力井戸登録届出書

(宛先) 松山市長
私が所有する井戸を松山市の災害時協力井戸として登録します。

届 出 者		住所			
		氏名		電話番号	
所 在 地		☐ 住所と同じ ☐ 住所とは別の場所（下欄に所在地を記入してください。）			
		松山市			
管 理 者 (届出者と異なる場合)		住所			
		氏名		電話番号	
井戸の仕様の様	井戸の数量	() 基 ※ 下欄以降は最も水量の多い井戸について記入してください。			
	井戸の位置	☐ 宅地内 (☐ 屋内 ☐ 屋外) ☐ 田 畑 ☐ その他 ()			
	汲み上げ方法	☐ 電動ポンプ ☐ 手動ポンプ ☐ 電動・手動併用 ☐ つるべ ☐ その他 ()			
	停電時の使用	☐ 可能 ☐ 不可能			
	使用状況	☐ 日常的に利用している (☐ 飲料水 ☐ 生活用水(洗濯, 掃除, 風呂等) ☐ 事業(業務)用水 ☐ かんがい用水 ☐ その他 () ☐ あまり利用していない			
	水 量	☐ よく出る ☐ 渇水時には枯れることがある ☐ 不明			
	水質検査	☐ 水質検査を定期的に実施している (☐ 飲用可能 ☐ 飲用不可能) ☐ 水質検査は実施していない			
情報公開の同意 ※事業所の方		☐ 松山市災害時協力井戸の登録等に関する要綱第3条第4号に掲げる要件に同意します。			
		公開の時期 ※どちらかに チェック	☐ 常時から、市が協力井戸の情報を公開することに同意します。 ☐ 災害発生時のみ、市が協力井戸の情報を公開することに同意します。		
情報公開の同意 ※個人の方		☐ 松山市災害時協力井戸の登録等に関する要綱第3条第4号に掲げる要件に同意します。			
		公開の時期 ※どちらかに チェック	☐ 常時から、市が協力井戸の情報を公開することに同意します。 ☐ 災害発生時のみ、市が協力井戸の情報を公開することに同意します。		
		個人名の公開 ※任意	☐ 個人名を、市が協力井戸の情報として公開することに同意します（表示例：(苗字) 邸）。		

《現地調査》

登録の届出があった井戸は、後日職員が現地確認に伺います。

《災害時協力井戸の登録の要件》

松山市災害時協力井戸の登録等に関する要綱

第3条 市長は、次の要件を備える井戸を協力井戸として登録するものとする。

(1) 市内で現に使用されている井戸であって、今後も引き続き使用する見込みがあること。

(2) ポンプ、つるべその他の井戸水をくみ上げる設備を備えていること。

(3) 利用上の安全性に問題がないこと。

(4) 次に掲げる事項について、当該井戸の所有者及び管理者が同意すること。

ア 災害時に地域住民等は無償で井戸水を提供すること。

イ この要綱の規定に基づいて協力井戸として登録すること。

ウ 井戸の所在地及び名称（井戸が所在する場所が事業所等であるときは当該事業所等の名称）を災害時に市のホームページ等で公開すること。

年 月 日

松山市災害時協力井戸登録決定通知書

様

松山市長

登録の届出がありました井戸につきまして下記のとおり通知します。

記

☐ 松山市災害時協力井戸に登録しました。

登録内容

井戸所有者 住 所
氏 名
電話番号

井戸管理者 住 所
氏 名
電話番号

☐ 松山市災害協力井戸に登録できませんでした。

登録の届出がありました井戸につきまして、届出内容を精査しましたが、災害時協力井戸としての登録要件を備えていないものと判断しました。

備 考 「松山市災害時協力井戸の登録等に関する要綱」参照

事務局 〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2

松山市防災危機管理部危機管理課 電話 089-948-6793 FAX 089-934-1813

登 録 標 識



年 月 日

松山市災害時協力井戸登録標識紛失等届出書

（宛先）松山市長

登録者 住 所
氏 名
電話番号

松山市災害時協力井戸の登録標識について紛失等したので、次のとおり届け出ます。

1 協力井戸の所在地

松山市 _____

2 届出内容（該当する□に✓印を付けて、詳細な状況を記入してください。）

- ☐ 紛失
☐ 滅失
☐ 汚損又は破損

詳細な状況

（備考）

- 1 紛失した登録標識を発見した場合、市へ速やかに返還してください。
- 2 汚損又は破損の場合、当該登録標識を市へ返還してください。

年 月 日

松山市災害時協力井戸登録変更届出書

（宛先）松山市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

松山市災害時協力井戸の登録内容について変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

1 協力井戸の所在地

松山市_____

2 変更事項

（ア）所有者（管理者）の変更

変更前 所有者（管理者）_____

変更後 所有者（管理者）_____

（イ）井戸の仕様等の変更前

変更後

年 月 日

松山市災害時協力井戸登録解除届出書

（宛先）松山市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

私が所有し，又は管理する井戸を松山市災害時協力井戸の登録から解除することを下記のとおり届け出ます。

記

1 協力井戸の所在地

松山市_____

2 解除理由 （該当する□に✓印を付けてください。）

- ☐ 井戸を撤去した。
- ☐ 井戸の使用を停止した。
- ☐ 井戸を譲渡（不動産の譲渡に伴うものを含む。）した。
- ☐ 井戸水の提供ができなくなった。
- ☐ その他

年 月 日

松山市災害時協力井戸登録解除決定通知書

様

松山市長

あなたが所有し、又は管理する井戸について、下記のとおり松山市災害時協力井戸の登録から解除することを決定しましたので通知します。

1 登録を解除する井戸の所在地

松山市

2 解除理由

備考 「松山市災害時協力井戸の登録等に関する要綱」参照

事務局 〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2

松山市防災危機管理部危機管理課 電話 089-948-6793 FAX 089-934-1813